

第944回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年5月18日（火）午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小川委員，小室委員，佐浦委員

4 説明のため出席した者

布田副教育長，遠藤副教育長，安住総務課長，佐藤教育企画室副参事，佐々木福利課長，時枝教職員課長，千葉参事兼義務教育課長，遠藤高校教育課長，菅井特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，鈴木参事兼保健体育安全課長，武田生涯学習課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第943回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第944回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び小川委員を指名する。
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

(1) 宮城県教科用図書選定審議会専門委員の人事について

7 議事

第2号議案 就学支援審議会委員及び専門委員の人事について

第3号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

第4号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

伊東教育長 「6 専決処分報告」の(1)及び「7 議事」の第2号議案から第4号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。

秘密会とする案件については，「9 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

(1) 職員の交通事故に係る和解について

(説明者：布田副教育長)

職員の交通事故に係る和解について御説明申し上げます。資料は，1ページである。

事故の概要としては，令和3年3月10日，仙台教育事務所の職員が仙台合同庁舎の地下駐車場において公用車を運転し，当該公用車の駐車指定場所に後進して駐車しようとしたところ，指定場所の左側に駐車されていた宮城県下水道公社が所有する車両に接触し，相手方車両の前部バンパーを損傷させたものである。なお，この事故による人的損害はなかった。

この事故は職員の不注意により発生したものであり，相手方に過失がないことから，県が相手方に損害

の賠償を行うことが妥当であると判断し、損害額の全額である37,149円を支払うこととして、このたび和解が成立したものである。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年4月5日に知事による専決処分が行われ、6月定例県議会において、当該専決処分の報告がなされることになっている。

安全運転の励行については、これまでも職員に徹底してきたところではあるが、今後改めて一層の注意喚起に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

10 議事

第1号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

(説明者：遠藤副教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。資料は、1ページから7ページである。

資料7ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、教員免許状更新等申請手続における申請者の負担軽減を図るため、提出書類について改正が必要となるものである。また、申請時の提出書類の明確化のため、文言を整理するものである。

次に、「2 改正内容」であるが、これまで、教員免許状の更新等に際しては、申請を行う者の所有する免許状の確認のため、免許状の写し又は免許状授与証明書を提出書類として求めていたが、更新等の申請が2回目以降である者については、既に行った更新等の証明書に所有する免許状の内容が記載されており、当該証明書の提出も同様に求めていることから、当該証明書に記載されている免許状については、提出を省略するものである。あわせて、提出書類に係る文言を整理し改めるものである。

改正の具体的な内容については、資料4ページから6ページの新旧対照表に記載のとおりである。

なお、改正規則は、3に記載のとおり公布の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) | (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 | (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

11 課長等報告

(1) 大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校(仮称)教育基本構想について

(説明者：教育企画室副参事)

大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校(仮称)教育基本構想について御説明申し上げます。資料は、1ページから4ページである。

大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校(仮称)については、平成30年度に開催した「大崎地区における高校の在り方検討会議」において、鹿島台商業高校、南郷高校及び松山高校の3校を統合すること並びに統合校、涌谷高校及び小牛田農林高校の3校体制で学びの選択幅を確保することについて確認したところである。その後、3校が所在する各地域の方々との意見交換等を行いながら、各高校の教員や庁内関係者で構成する「教育基本構想検討会議」を設置し、学校の基本理念や学びに関する検討を進めてきた。今回、教育基本構想を策定したので、その概要について御報告させていただく。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 再編の概要」であるが、新設校は、令和9年4月の開校を予定している。入学定員は1学年4学級160名であり、「地域について探究する学科」として一括募集を行った上で、2年次から「商業に関する学科」2学級、「家庭に関する学科」1学級、「農業に関する学科」1学級の専門学科に分かれることになる。設置場所については、全く新しい場所の活用も含め、既存3校の敷地と併せて検討してきた。新しい場所については、このエリアに学校建設の適地となり得るまとまった場所がなく、仮に水田など農地を取得した場合、浸水エリアとなっているところが多いほか、新設には多額の経費と相当な年月を要することから、既存3校の敷地を比較し、安全性や敷地面積、交通の利便性等を総合的に検討した結果、鹿島台商業の敷地内に校舎を新築することとした。

「2 教育基本構想」については、在り方検討会議の確認事項を踏まえ、既存3校における商業・家庭・農業の学びを基本としながら、「食」を題材とした多様な視点や学科間連携等を取り入れることにより、生徒に幅広い学びを提供していきたいと考え、基本理念として『食』をテーマとした様々な職業専門的学びを展開」することを掲げている。

次に、資料2ページを御覧願いたい。設置学科・類型については、先ほど申し上げたとおり、2年次から商業・家庭・農業に関する3学科を設置することとしており、生徒は、それぞれの専門学科を卒業することになる。各学科概要についてであるが、「商業に関する学科」では、起業家教育を通じた経営ノウハウの習得や、インターネットを活用した商品の流通や販売など、「家庭に関する学科」では、保育・調理を通じた食育の推進や服飾デザイン・製作など、「農業に関する学科」では、農産物の栽培技術や農業経営のノウハウのほか、醸造を含めた食品加工の技術などを学ぶこととしている。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「3 スケジュール」については、令和3年度から「準備委員会」、令和6年度からは「開設準備委員会」を設置し、学校運営や教育内容に関する細部にわたる検討を進める予定である。施設整備計画については、新校舎及び各実習棟の設計を令和4年度から始め、令和6年度から建設工事に着手し、令和9年4月の開校に合わせて供用開始できるよう、準備を進めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

食をテーマとした点は、魅力ある学校として特色を活かしていくための一つのアイデアであると思う。一方で、この年代の子供は、興味関心をはっきりと定まっていないことも多い。また、例えば、人と接することや真理を追い求めること、芸術的なことなどに興味があり、食に関心がない子供たちもいるかもしれない。テーマを食に限定することでそういった子供たちの可能性を狭める可能性もあるため、テーマをもう少し広げ、多様な興味関心を引き出すようなカリキュラム等を構築していただくとともに、食以外のことに興味がある子供たちにも学びの場が提供されるよう配慮していただきたいと感じた。

教育企画室副参事

食をテーマとしているものの、食産業という学科ではなく、あくまで既存3校の商業、家庭、農業の学科における学びを基本としている。委員御指摘の点については、食というテーマにとらわれることなく、今後設置される準備委員会や開設準備委員会において、子供たちの多様な興味関心に対応できるような学科構成やカリキュラムとなるよう、検討を深めてまいりたいと考える。

千 木 良 委 員

商業、家庭、農業の3学科に分かれていることについて、様々なことに共通することだが、横のつながりがないことがいかにマイナスかというのは、よく経験することである。縦割りは楽であり、教育だけ、医療だけと特定の分野のことだけをやっていれば良いという考え方もあるが、それでは対応しきれない子供たちも出てくる。また、小川委員の発言にもあったように、子供たちの興味関心を狭めてしまわないよう、学科間の連携は非常に重要と感じた。もう一点、3学科のうち、商業と農業については資料を読んだるほどと感じる部分もあったが、家庭については、悪いとは言わないものの別の名称を検討する余地があるようにも感じた。商業と農業は「業」が付いているが、家庭だけが異なっている。「技術・家庭」から連想される「家庭」では、だいぶイメージが狭められてしまうと感じるので、もう少し学科の内容を適切に表す名称とする必要があるのではないかと感じた。

教育企画室副参事

在り方検討会議においては、既存校に設置されている専門の学びを基本とした上で、単なる学校の寄せ集めではなく、新たな魅力のある学校とすべきとの意見もいただいている。資料に記載の3学科については、既存校に設置されている学科の新設校における位置づけを示しているものであり、今後、準備委員会等で新たな学校名とともに、よりふさわしい学科についても検討してまいりたい。

齋 藤 委 員

新しい学校を受験しようとする子供の視点でこの資料を読んでもと、地域について

探求する学科として一括募集するがテーマは食であり、これらのつながりが見えづらいことが気になった。子供たちが学校を選ぶ時に見やすい基本構想となるよう、表現に留意してほしい。また、新たな学校が設置される時は、時代や地域等、様々な要請を受け、その時の最良を目指して作り上げられていくものだが、時代の変化とともに学校の位置づけや学科の特性も変化していく。今回も新たな学校を作る以上は、伝統のように学校としてどんな時代にあってもしっかりとした足腰を持つ子供たちが育つようなカリキュラムとしていただきたい。今すぐに飛びつきたくなくなるような魅力も必要とは思いますが、ここ2、30年で新たにできた様々な学科が、次々と消えてしまっていることも事実である。これは時代の変化もあるため仕方のないことではあると思うが、10年後、20年後のこの学校の在り方を考えると、そういった部分も見据えた上で構想を練っていく必要があると思う。

教育企画室副参事

在り方検討会議において、醸造や発酵等、大崎の資源を活用した学科や地域の活性化に繋がるような学科を設置していただきたいとの意見があったため、食をテーマとした。また、昨年この地域の子供や保護者約2,000名を対象にアンケートを行ったところ、約700名から回答があり、その6～7割はこの基本構想について、魅力ある学校になる期待が持てるという回答であった。しかし、これはあくまで期待であり、魅力的な学校というものは具体的なカリキュラム等によって形作られていくと考えているため、開校までの時間を有効に活用し、引き続き魅力ある学校作りに努めてまいりたい。

(2) 宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画について

(説明者：義務教育課長)

宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画について御説明申し上げます。資料は、5ページから6ページ及び別冊である。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。「1 計画の概要」であるが、「(1) 実施計画の目的」のとおり、この計画は、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、宮城県いじめ防止対策推進条例第23条第7項の規定により、宮城県いじめ防止基本方針を実効性のあるものとするために策定するものである。「(2) 計画期間」については、令和3年度から令和5年度までの3年間としている。また、「(3) 他の計画との整合」にあるとおり、「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図るとともに、「宮城県教育振興基本計画」及び「青少年の健全な育成に関する基本計画」と進捗状況等を共有するなど、連携しながら計画を推進することとしている。

「2 県が実施する施策」及び「3 進行管理等」については、別冊により御説明申し上げます。別冊「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」を御覧願いたい。1ページから2ページの上段には、ただいま御説明した、計画の概要等を記載している。2ページの下段から、宮城県いじめ防止基本方針で示している「県が実施する施策」について(1)から項目に沿って施策や事案を記載している。(1)及び(2)は、県が設置する機関として「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」と「宮城県いじめ防止対策調査委員会」について記載している。3ページ下段からは、いじめの未然防止の施策として「魅力ある学校づくり」、5ページでは「いじめゼロCMコンクール」や教職員の資質能力の向上などの具体について、記載している。

次に、7ページ「(4) 県立学校の設置者として実施する施策」を御覧願いたい。ここでは、主な施策とともに「いじめ重大事態への対応」の重要性を踏まえ、「④相談体制整備」として、専門家等関係機関等との連携を、9ページでは「⑧重大事態への対処」等をそれぞれ明記している。11ページを御覧願いたい。「(5) 私立学校に関する施策」として、学校法人又は私立学校に対する助言等を行うこととともに、私学・公益法人課における附属機関による調査を含む体制整備について、明記している。

次に、12ページ「3 進行管理等」を御覧願いたい。進行管理については、毎年度施策の進捗状況等の評価や検証を行い、「宮城県いじめ防止対策調査委員会」等で委員の方からの御意見を伺いながら、定期的な確認を行い、必要に応じて施策の見直しを進めていく。また、条例に基づき、毎年度、講じた施策を議会に御報告し、公表する。

12ページ下段からの「指標」については、小・中学校分については関連する計画の指標から、高等学校分については、本実施計画の策定に際して設定したものである。小・中学校における目標指標のひとつは「学校に行くのは楽しいと思うと答えた児童生徒の割合」を小学校では現況から5ポイント、中学校では3ポイント程度の増加を目標としている。また、高等学校における目標指標「特別活動におけるいじめの未然防止等に係る取組の実施状況の割合」では現況から9ポイント程度の増加を目標としている。なお、14ページから16ページには、別表として、施策に伴う事業及び取組を一覧にまとめている。

この実施計画に基づき、条例、基本方針の趣旨・方向性をしっかり踏まえながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、重大事態への対応策、いじめ防止対策に重点的に取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑)

千木良委員

別冊の12ページから、実施計画の指標ごとの目標値等が記載されているが、例えば「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合の目標値は、小学校で88%、中学校で82%となっている。目標値をこの数値に設定した理由について伺いたい。

義務教育課長

現況値を御覧いただくと、令和2年度の調査においては83%の児童生徒が「学校に行くのは楽しい」と回答している。目標の数値が望ましい数値ということではなく、現況値を3年かけて引き上げていきたいと考え、この数値を設定している。

千木良委員

そうすると、理想ではこの目標値は最終的に100%となるのか。

義務教育課長

全ての児童生徒が「学校に行くのは楽しい」と感じてほしいという思いはあるが、中にはどうしても楽しいと感ぜられない児童生徒もおり、そういった児童生徒が楽しいと感ぜられるにはどうしていくべきかという視点も大事にしたいと考えている。目標値を100%とすることで、楽しいと感ぜられないことを言いづらくなってしまうことは本意ではないため、無理な目標値を設定するのではなく、現況値を踏まえた目標値とした。

千木良委員

私自身「学校に行くのは楽しい」と胸を張って言えるタイプではなかったため、目標値が100%であった場合は、正直に言って苦しいだろうなという感想だった。学校が楽しいと答えられない児童生徒にこそ学校を楽しくするヒントが隠されていると思うので、調査結果の数値だけではなく、数値の背景にある児童生徒一人ひとりの声に耳を傾けてほしいと感じた。

小川委員

いじめが発生しないよう、様々な取組を推進していくことは非常に重要なことである。子供たちと教員の双方がこういった取組を通じて、いじめなどの問題が起きてしまった時に対応する能力と、問題が起きてしまいそうな時に未然に防止する能力を身につけていく必要があるが、そういった実質的な対応能力が組織の中でどれくらい高まっているのかということが問題である。学校が楽しいことは大切だが、それといじめがないことは必ずしもイコールではない。また、表向きは誰もが「いじめはない方が良い」と考えていると思うが、むしゃくしゃして他人を攻撃してしまいそうな時、自分とどう向き合うかということについて学ぶ機会を作っていかなければならない。このような機会は道徳の授業や、子供たち同士の話し合いなど、様々な場面を通じて提供していくことと思われるが、結局、重要なのはコミュニケーションである。最終的には、学校現場で子供たちが自分自身のことを振り返ることができるような教育を展開し、実質的な対応能力を身につけることが重要と考える。

義務教育課長

現在、国の施策を受け、本県においても「魅力ある行きたくなる学校づくり」を推進しているところだが、特別活動の授業や体験活動を通じて子供たち同士が互いに関わり合う能力を身につけていけるよう、これらを指導する教員の能力を育むことが重要であると再認識している。また、委員から御指摘のあった実質的な対応能力を養うことにも繋がると思われるため、学校現場に対しても様々な機会を通じて、子供たちを主導していく力の大切さを伝えていきたい。

小室委員

私の周囲の子供たちから聞いた話では、まだ5月にも関わらず、近隣の高校では既に

いじめが始まっているとのことである。いじめを未然に防ぐことはもちろん重要だが、実際にいじめが起きたときに、教員等が一刻も早く気づくことも重要である。小中学校では、仲の良かった子供たち同士の関係の変化等に気づきやすいと思われるが、高校1年生は様々な学校から子供たちが集まっているため、子供たち同士の関係の変化が分かりづらい。私もできることとして、周囲の子供たちにこの話をしたところ、それまでいじめに気づいていなかった子供たちが、いじめられている子に声をかけるようになってくれた。こういったことで、例えば「教室は楽しくないけれど、部活は楽しいから頑張っ学校に行こう」というように、少しでも気を紛らわすことができるかもしれない。一度学校に来られなくなってしまうと、子供自身がより大変になると思われるので、教員も目配りしていることとは思うが、子供たち同士の関係の変化に早く気づいて手を打ってあげられるよう、一層努めていただきたい。

高校教育課長

高校1年生は入学したてであり、様々な地域から子供たちが集まっている中で新たな人間関係を構築していかなければならず、緊張の日々が続いていることと思う。そういった状況を踏まえ、クラス担任等が中心となってクラス作りを進めていることと思うが、先ほど千木良委員から御指摘いただいたとおり、縦割りではどうしても見落とされてしまう子供もいるため、クラス担任だけではなく、副担任や各授業の担当者、部活動の顧問等、複数の教員の持つ情報を繋げていくことが重要と考えている。この点については、ただ今の小室委員の御指摘も踏まえながら、生徒指導主事を対象とした会議等で周知を図ってまいりたい。

(3) 宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくりについて

(説明者：義務教育課長)

宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくりについて御説明申し上げます。資料は、7ページ及び別冊並びに参考資料である。

はじめに、資料7ページを御覧願いたい。本県の「学ぶ土台づくり」とは、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として捉え、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指すものである。この「学ぶ土台づくり」の推進と普及啓発を目的とした『第3期「学ぶ土台づくり」推進計画』の終期が昨年度末であったことから、新しい幼児教育推進の指針について検討を進め、令和3年3月に、別冊資料として配布している冊子のとおり宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくりを策定・公表したので御報告する。なお、策定の経緯については、資料に記載のとおりである。

次に、別冊の概要について御説明申し上げます。「学ぶ土台づくり」は、「幼児教育に関わる家庭・地域社会・教育現場・行政がそれぞれの役割を的確に果たしながら共に取り組むための幼児教育推進の指針である」という趣旨や目指す子供の姿、「親子間の愛着形成の促進」等の4つの方向性等の基本的な考え方に変わりはない。新たな指針は、保護者や幼稚園教諭・保育士・保育教諭などの保育に関わる全ての人を読み、実際に活用してもらえようような内容構成であるよう、イメージ図の活用や分かりやすい文章表現など、デザインやレイアウト、言葉遣いなどを工夫した。また、1ページの右下の部分には、子供たちに関わる大人自身も子供たちにとっては環境の一つであり、大人たちがそのことを意識しながら、一人ひとりの子供のために行動していくことが必要であるということを示した。さらに、幼児期の生活や遊びを通じた学びが、小学校入学後の生活や学習につながることを、幼児教育、小学校教育それぞれの関係者が相互に理解するようにし、加えて「学ぶ土台づくり」と「志教育」のつながりについても明確にした。指針に基づく評価・検証については、教育現場等への実態調査や保護者へのアンケートの結果に基づき、確実に実施することとしている。

最後に、参考資料を御覧願いたい。本県では、「宮城県幼児教育推進指針みやぎの学ぶ土台づくり」の普及啓発の取組を推進するために、令和3年4月に幼児教育センターを当課に設置し、本格的な運用を開始

している。資料に記載のとおり、研修の充実や幼児教育アドバイザーの取組の充実を中心としながら、公私・施設類型の区別のない幼児教育の質の向上に取り組むこととしている。今年度は、既に退職園長や現職園長など、10名の方を幼児教育アドバイザーとして委嘱し、幼児教育アドバイザー派遣事業を開始するなど、具体的な取組も始めている。新たな指針や幼児教育センターでの取組については、これまでのリーフレットを用いた説明のほかに、ウェブによる情報提供を強化していくとともに、QRコードを活用し、スマートフォンから幼児教育ポータルサイトにアクセスしやすいよう工夫し、幼児教育施設や保護者等により広く周知していくこととしている。

このような指針及び体制の下、幼児教育の一層の充実に向けて取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 東 教 育 長 学ぶ土台づくりについては、昨年度まで教育企画室で所管していたが、幼児教育から小学校、中学校と繋げていくことが重要と考え、今年度から義務教育課に移管し、さらに、幼児教育センターを設置したところである。

佐 浦 委 員 今年の4月からこの指針に基づき様々な取組が進められていると思うが、それよりも前の段階で取り組むべきことがあると感じている。説明の内容からは少しずれるかもしれないが、ここ数日のテレビ等で、新型コロナウイルスの影響を受け、子供たちが非常に苦しい状況に置かれている家庭があるとの報道をよく目にしている。例えば、親が新型コロナウイルスに感染し、子供に食事も出せないような状況に陥ったとして、県ではどの窓口がそういった情報をすくい上げるのか。適切なタイミングで対策を打たなければ状況はますます悪化していくと思うが、例えば説明にあったQRコードに、困ったときにどの窓口に助けを求めればよいのかということを盛り込むことはできないかと感じた。

義 務 教 育 課 長 QRコードについては、この段階ではそういった機能を持たせてはいないが、連携すべき部局を確認し情報共有を図りながら、何ができるか検討していきたい。

伊 東 教 育 長 幼児教育については、家庭、保育所・幼稚園等、地域社会で子供たちを育てていこうというものである。新型コロナウイルスの影響で大変な状況に陥っている家庭に気づいて必要な支援に繋げていくことは重要であり、保健福祉部とも様々な連携を図りながら進めていくものであるため、この指針を関係部署全体で共有しながら、実際に何かあったときにどう対応していくのかは別途考えていかなければならないが、関係部署との顔の見える関係づくりは進んでいるため、一緒になって検討してまいりたい。

千 木 良 委 員 近年、共働きの世帯が増えている。指針の内容を拝見し、この指針は母親だけを対象にしたものではないと思うが、子供を保育園に預けながら仕事、家事、育児をこなしている母親が、この指針どおりにやっていくことは難しいだろうなという印象を受けた。一方で、この指針どおりにできたら子供の心は安らぐだろうし、親も良い子育ての時間を過ごすことができるだろうなとも感じた。また、もし自分が子育てをしていた時に戻れるならば、指針に書かれてあることに取り組んでみたいとも感じた。この指針が多くのお母さんの元に届いてほしいが、実践に当たっては、個人の努力だけではいかんとも思ってしまう。

仕事柄、障害を持つ子供やその家族と接する機会が多いが、様々な事情から親がフルタイムやそれに近い時間勤務していることもある。その場合、子供を幼稚園ではなく保育所に預けると思うが、いち早く子供の障害の状態を把握し、適切な支援に繋がれるかどうかは、その子供を担当する保育士等の資質に左右される。ここがうまくいかないと、親子間の信頼関係が構築できないだけでなく、社会生活を送る上での信頼関係も構築できないまま小学校や特別支援学級に入ることになってしまうため、そういった基本的なことができるような体制づくりは重要である。仙台市であれば教育機関や療育機関

も多いが、地方では普通の保育園に通わざるを得ないこともあり、保育士を1人2人増員すれば解決することでもないため、県教育委員会として手厚くサポートしていただきたい。

義務教育課長

幼児教育アドバイザーには小学校の校長経験のある園長等を任命し、要請に応じて県内各所に出向いている。昨年度は、コロナ禍ではあったものの要請が非常に多く、公立・私立問わず、様々な地域の幼稚園や保育所に出向いて教諭等が指導する様子を見て指導助言等を行っている。また、幼児期の子供たちは遊びを通じて様々なことを学んでいくが、委員御指摘のとおり、小学校入学前に子供の特性を把握することが重要とされているため、子供たちが遊ぶ様子から周囲の大人たちは何をどう読み取り、把握した子供の特性を親にどう繋いでいくかという点についても、アドバイザーから指導や助言ができると良いと考えている。

特別支援教育課長

特別支援教育課の立場から、現在行っている施策について紹介させていただく。特別な支援が必要な幼児に対する保育体制等の課題については、当課にも相談が寄せられることがある。そういった時は地域の特別支援学校のセンター機能を活用していただき、早期に必要な支援に繋がれるよう、市町村教育委員会には通知を发出している。また、特別支援学校のコーディネーターだけでは難しい場合には専門家を派遣し、数日間にわたって子供たちの様子を見てもらうことで、必要な支援が届くようにしている。

今年度は「就学前からつくる個別の教育支援計画（作成の手引き）」を作成した。これを地域の幼児教育に携わる方に展開することで資質の向上に繋がると考えているため、関係部局とも連携しながら引き続き施策を進めてまいりたい。

(4) 白石市立白石第一小学校における児童の死傷事故について

(説明者：保健体育安全課長)

白石市立白石第一小学校における児童の死傷事故について御説明申し上げます。資料は、8ページである。

はじめに、「1 事故の概要」であるが、4月27日午後3時頃、白石市立白石第一小学校の校庭において、校庭に設置されている防球ネットで、同校の児童数人が遊んでいたところ、ネットを支えている2本の本製の支柱のうち、1本が根元から折れて児童2人に当たり、1人は頭部を負傷しお亡くなりになり、1人は顔面に重傷を負ったものである。

次に、「2 白石市の対応」であるが、4月29日に、臨時の保護者説明会を実施している。また、4月30日に市職員による緊急点検を行ったところ、白石第一小学校で折れた支柱と同様の構造物はなく、ただちに重大な事故を引き起こす恐れのある構造物もなかったとのことであり、遊具及び掲揚塔など損壊時に危険の大きい構造物については、今回緊急点検したものも含め、民間業者に点検を依頼する予定であるとのことである。残存していた支柱については、折れる危険性があることから、現在は撤去・搬出されている。また、白石市教育委員会では、有識者等による事故調査委員会を設置し、原因究明と再発防止に取り組むと伺っている。なお、本事案については、警察において、現在、事故原因などの検証が行われているとのことである。

次に、「3 県教育委員会の対応」であるが、まず、「(1) 県立学校及び市町村教育委員会に対する安全点検等に関する通知」を发出した。事故発生を受けた4月28日には、校庭に設置している支柱等も含めた施設・設備の点検指示、点検で不備等が認められた際の対応に加え、児童・生徒に対する施設・設備の安全な利用の指示を依頼した。さらに、4月30日には、文部科学省通知に基づき、各学校設置者においては、学校に設置されている防球ネットについてその安全性を緊急に点検し、必要に応じて使用禁止や修繕等の適切な措置を講ずること、各学校においては、事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期すこと、この2点について、速やかに対応することと、4月28日付けで发出した県教育委員会からの通知内容を改めて徹底するよう依頼したところである。なお、現時点では、柴田農林高校において、防球ネットの本製の支柱が腐食しているとの報告があり、状況を確認して撤去する予定としている。

次に、「(2) 白石第一小学校に対するスクールカウンセラー等の派遣」であるが、同校に配置されているスクールカウンセラーの派遣回数を増やし、児童・保護者の心のケアに当たるとともに、教員への支援を行っている。また、緊急時の専門的な知識を持つ教育事務所専門カウンセラーを派遣し、スクールカウンセラーのサポートを行っているほか、指導主事を1人派遣し、学校対応への支援を行ってきたところである。

県教育委員会としては、同様の事故が再び起きることのないよう、市町村教育委員会と連携し、学校施設・設備等の点検の徹底に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

千 木 良 委 員

私自身、居住地が白石第一小学校の学区内のため、私も子供をこの小学校に通わせ、PTAもやっていた。病院のスタッフの中には子供が当該小学校に通っている人もおり、この事故を受け、非常に暗い気持ちで連休を過ごされたようだ。また、スタッフを含めた保護者等から様々な話が聞こえてきている。亡くなった児童に対しては心からお悔やみを申し上げるとともに、今後、教育委員として何をすべきかと考えると、事故原因の究明が第一であろうと思う。あわせて、スクールカウンセラーの派遣を行っているとのことだが、今回は事故を目撃してしまった児童や、当該小学校の児童以外にもクラブ活動等で一緒に活動していた子供が多いことも問題であると思うので、幅広いサポートが必要と考える。現場検証等は子供たちにも大きな負担がかかる大変な作業であるし、保護者から様々な御意見をいただくこともあると思うが、きちんとした信頼関係のもと、速やかに進めていただきたい。

この事故については、木製支柱を撤去すれば済むことではないし、点検の指示をしたから済むことでもない。やはり危機管理という点では、子供たちの身の回りには危険な場所はたくさんあるため、教員の危機管理の意識はもちろんのこと、子供たち自身の意識もまた大事であり、子供たちにもきちんとそういったことが伝わってほしいと感じた。また、子供たちの中には、支柱が撤去されれば納得する子供もいれば、きちんとした説明を受けて初めて納得できる子供もいると思うので、そういった点をカウンセラーにも相談しながら対応していただきたい。

保健体育安全課長

この事故に関しては、白石市教育委員会と連携を図りながら対応を進めている。また、本日午前中には、白石市教育委員会の教育長から事故原因の究明や今後の対応等について御説明いただいたところであり、再発防止に向け、新たに事故調査委員会を設置し対応していくとの話もあった。

当課では、これまでも学校安全について、災害安全・生活安全・交通安全の3領域からなる「みやぎ学校安全基本指針」を策定し、各学校で対応をお願いしていたところだが、やはり安全教育については、各教科のホームルームや学校行事等を通じて行く必要があると考えている。また、各学校における危機管理として、日常の様々な点検や異常を確認した場合の対応等も非常に重要と考えており、これらの点を踏まえ、市町村教育委員会との連携をさらに図り、点検等の徹底に努めていく。

小 川 委 員

非常に残念な事故である。あつてはならないことだと思うが、なぜこういった事故が起きてしまったのかということは真摯に考えて行かなければならないと思う。以前、天窓からの転落事故があった際には天窓について、ブロック塀の倒壊事故があったときはブロック塀について点検を行ったかと思う。今回は木製支柱による事故のため、木製支柱の点検を行っているとのことだが、これは対症療法的であり、そもそも点検とはどうあるべきかを真剣に議論すべきであると思う。縦割的な点検ではなく、複数の人の目で点検していくことで、例えば木製支柱は根元が腐食しやすく危険ではないかと気づく人が出てくるかもしれない。学校内の教職員だけで点検するのか外部の専門家等を入れて点検するのかなど、様々な方法が考えられるが、いずれにしても複数の目で点検を行う

ためにどうすべきかを考えていくことが重要である。また、子供たちがどこでどのように遊んでいるのかなど、子供たちの様子を観察することも重要であるし、子供や保護者から危険な場所の情報が寄せられる可能性もある。子供たちが普段から危険だと思っている場所や実際に怪我をした場所等の情報を集めていくと、特定の場所が浮かび上がり、それが重大な事故の未然防止に繋がることも考えられる。このように、点検の在り方については改めて議論を深めていく必要があると感じた。

保健体育安全課長

安全管理においては、日常点検及び定期点検を1人2人だけで行うのではなく、多くの人の目でチェックしていくことや、危険な場所の情報がすぐに報告されるような体制づくりを進めていくことが重要であり、教職員では点検が難しい腐食や亀裂等については専門家に点検していただくような対応もしっかりと議論して考えていかなければならないと感じている。また、こういった事故が二度と起こらない体制づくりに当たっては、子供たちが遊んでいて危険だと思ふ場所の情報等をすぐに把握できるよう、教員がアンテナを高くしていくことも重要であるため、組織的に取り組んでまいりたい。

小室委員

参考になるか分からないが、私の地元の小学校では、保護者が学校周辺の草刈りや校内の清掃をする機会がある。草刈りでは校庭の遊具等の様子を、校内清掃では普段子供たちの目が届かないような場所も確認することができる。実際に、校内清掃で修繕が必要な場所が見つかり教員に報告することもあり、小川委員の意見にもあった複数目の目によるチェックに繋がる場所もあると思うので、このように保護者の力を借りるのも一つの方法ではないかと思う。

小川委員

学校保健安全法では、学校安全に係る年間計画を策定することとなっていると思うが、例えばその中に他の行事と併せて保護者と一緒に校庭等を点検する日を盛り込むことで、複数目の目による確認ができるようにするという方法も考えられる。

保健体育安全課長

小川委員には、学校安全の3領域について非常に重要な御助言・御指導をいただいているところであり、当課としても御提案の内容を含めた様々な対応について体制を整備した上で促してまいりたいと考えている。

伊東教育長

学校でこのような命に関わる事故が発生すると、そのことについては再発防止に向けて取り組むが、それに関連して「こういうところも危ないのではないか」というように視野を広げていくことも必要であると考えている。また、学校安全において様々な視点を取り入れていくことが重要であるという御指摘はそのとおりでため、なお一層御助言等をいただきながら検討を進めてまいりたい。

13 次回教育委員会の開催日程について

伊東教育長

次回の定例会は、令和3年6月14日（月）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後3時00分

令和3年6月14日

署名委員

署名委員